

議案第 59 号

所沢市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

建設業法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者
及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

所沢市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び
水道技術管理者の資格に関する条例（平成２４年条例第５２号）の一部を次の
ように改正する。

第３条第１１号及び第４条第８号中「第３４条第１項」を「第３７条第１
項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。